社会福祉法人寿光会
評議員・役員報酬等支給基準

（目　的）

第１条　社会福祉法人寿光会（以下「法人」という。）評議員・役員報酬等支給基準（以下「基準」という。）は、法人の定款第８条及び第２２条の定めに従い、法人の評議員、理事、監事（以下「役員等」という。）に対する報酬等の支給について必要な事項を定めるものである。

（役員等の範囲）

第２条　報酬等の支給をおこなう役員等は、次のとおりとする。

（１）　評議員

（２）　理事、ただし法人と雇用契約を結んでいない者（以下「外部理事」という。）に限る

（３）監事

２　理事で法人と雇用契約を結んでいる者（以下「内部理事」という。）は、法人の給与規定に従い職員としての報酬（給与）を支払うので、この基準の対象とはならない。ただし、内部理事で理事長及び常務理事に就いた者には、別途、第４条第４号に定める理事手当を支給することができる。

（報酬支給の範囲）

第３条　役員等が、次の会議に出席する場合に報酬を支給する。

（１）　評議員については評議員会

（２）　理事については理事会・評議員会

（３）　監事については監事監査・理事会・評議員会

（４）　役員等が、その任を実行するに当たって理事長が必要と判断した会議・研修会等

（報酬の額）

第４条　役員等の報酬額は次のとおりとする。

（１）　評議員には、評議員会に参加したときに、報酬として以下の日当を支給する。なお、評議員の日当の総額は、法人定款第８条において年間５０万円を超えないものと定められている。

支給条件	日当
拘束時間が１日当たり３時間未満のとき	１０，０００円

拘束時間が１日当たり３時間以上のとき	２０，０００円

（２） 外部理事には、理事会及び評議員会に参加したときに、報酬として以下の日当を支給する。

支給条件	日当
拘束時間が１日当たり３時間未満のとき	１０，０００円
拘束時間が１日当たり３時間以上のとき	２０，０００円

（３） 監事には、監事監査、理事会及び評議員会に参加したときに、報酬として以下の日当を支給する。

支給条件	日当
拘束時間が１日当たり３時間未満のとき	１０，０００円
拘束時間が１日当たり３時間以上のとき	２０，０００円

（４） 内部理事で理事長及び常務理事に就いた者には、理事手当を支給することができる。なお、理事手当の年間支給総額および支給方法は、評議員会において決するものとする。

（役員等の費用弁償）

第５条　役員等が、法人のため理事長の要請を受けて法人の圏域（諫早市）外への出張や外部の研修等に参加する場合には、第４条に定める報酬以外に、必要な経費の実費を弁償する。

（改廃）

第６条　この基準の改廃は、評議員会の議決を経ておこなうものとする。

附則

この基準は、2017（平成 29）年度第１回評議員会において基準が採択された日より施行する。